

新座市低入札価格調査制度試行要領

(平成28年7月28日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る競争入札を執行するに当たり、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の落札者の決定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は令第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 低価格入札者 新座市総合評価方式活用ガイドラインによる失格基準に該当せず、調査基準価格を下回る価格で入札をした者をいう。
- (4) 第1順位者 低価格入札者のうち、新座市総合評価方式活用ガイドラインによる評価値が最も高い者をいう。
- (5) 失格 第1号に掲げる地方自治法施行令の規定により落札者としなことをいう。
- (6) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。

(対象となる契約)

第3条 この要領は、競争入札に付する建設工事で総合評価方式により契約を締結しようとする場合に適用する。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、次の算定により定めるものとする。

- (1) 設計金額のうち、次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、この算出した額が予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格の10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格

に10分の7.5を乗じた額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）

(2) 前号の規定にかかわらず、市長が特別なものと認める場合については、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める値を乗じた額とする。

2 調査基準価格を設けた場合の予定価格書には、予定価格、入札書比較価格（税抜）のほかに調査基準価格及び調査基準価格（税抜）を記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 入札の執行に当たっては、入札公告、指名通知等に次の事項を記載するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 低価格入札者を落札者とするか否かは、低入札価格調査を実施した上で決定すること。

(3) 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。

(4) 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。

(5) 落札者の決定方法に関すること。

（落札者決定の保留）

第6条 入札執行者は、入札の結果、低価格入札者がいたときは、落札者の決定を保留する。

（低入札価格調査の対象者）

第7条 入札執行者は、複数の低価格入札者がいるときは、複数の低価格入札者の低入札価格調査を並行して実施できるものとする。

（低入札価格調査の実施）

第8条 契約担当課及び工事所管課は、低価格入札者に対し、次に掲げる事項について調査を実施するものとする。

(1) 積算金額の内訳

(2) 当該価格で入札した理由

(3) 手持ち資材の状況

- (4) 資材購入、労務者その他具体的調達の見通し
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 過去2年間の公共工事实績
- (7) 手持機械数の状況
- (8) その他必要な事項

(審査及び落札者の決定)

第9条 入札執行者は、前条の調査の結果（以下「調査結果」という。）に基づき、契約の内容に適合した履行がされるか否かを工事所管課との協議の上判定する。

2 入札執行者は、調査結果及び前項の協議の結果に基づき、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、その者を落札者と決定する。

3 入札執行者は、調査結果及び第1項の協議の結果に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査結果及び第1項の協議の結果を付し、低入札価格調査委員会において意見を求めるものとする。

4 第2項の決定は、第1順位者から順次行い、失格としない決定をしたときは、以下の順位者の決定は行わない。

(相手方への通知)

第10条 前条の規定に基づき、低価格入札者を失格としたときは、入札執行者は、失格とした低価格入札者に落札者としないう旨を通知するものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第11条 第9条第3項の規定により意見を求められた入札について、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(調査委員会の組織等)

第12条 調査委員会の委員長、副委員長及び委員は、新座市競争入札等業者選定委員会規則（昭和48年規則第17号。以下「規則」という。）の規定に基づく新座市競争入札等業者選定委員会の委員長、副委員長及び委員をもってこれに充てる。

2 調査委員会の委員長等の職務、会議の開催等については、規則第5条、第6条、第8条及び第9条の規定を準用する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月28日から施行する。

附 則（平成29年7月18日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から施行する。

附 則（平成30年10月12日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から施行する。

附 則（令和元年8月7日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から施行する。ただし、第4条第1項第1号の改正規定（「108」を「110」に改める部分に限る。）は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月9日市長決裁）

この要領は、令和5年4月1日から実施する。